

茂原市農業委員会第7回総会議事録

1 開催日時 令和8年6月10日(水) 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所502会議室

3 出席委員 13名

1番 麻生晴美	2番 伊東俊雄
3番 川嶋孝市	4番 牧野豊
5番 深山理	6番 森川善仁
7番 齋藤輝児	8番 小川克巳(第二副小委員長)
9番 糸久敏秀(第一副小委員長)	10番 小高一夫(第二小委員長)
11番 光橋正人(会長職務代理者)	13番 杉浦文子(会長)
14番 鬼島一郎	

出席推進委員 13名

平野芳之	島田喜昭	小高明	若菜敏郎
林壽一	深山文雄	風戸茂樹	河野喜昇
伊東忠司	小倉敏行	鬼原一	金澤哲
杉崎茂			

4 事務局職員 5名

事務局長 岩瀬敏之	局長補佐 山本淳	係長 梅澤雄志
係長 芝崎一郎	主事 奥山泰成	

5 会議に付した議案

- ・農地法第3条の規定による許可申請について 5件
- ・農地法第4条の規定による許可申請について 2件
- ・農地法第5条の規定による許可申請について 7件
- ・農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について 3件
- ・令和8年4月10日開催 第5回総会保留議案
農地法第3条の規定による許可申請について 2件
- ・令和8年5月12日開催 第6回総会保留議案
農地法第3条の規定による許可申請について 1件
- ・令和8年4月10日開催 第5回総会保留議案
農地法第4条の規定による許可申請について 3件
- ・令和8年4月10日開催 第5回総会保留議案
農地法第5条の規定による許可申請について 2件
- ・農用地利用集積等促進計画案の意見について
- ・農業委員会、農業委員及び推進委員の最適化活動の点検評価並びに実施状況の公表について

6 報告

農地法第3条の3の規定による届出について

軽微な農地改良の届出について

地目変更登記申請に係る照会について

視察研修収支報告などについて

その他

7 総会要旨

局長

定刻となりましたので、ただ今より茂原市農業委員会第7回総会を開催させていただきます。本総会の出席者は農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席がございますので、本総会が成立したことをご報告いたします。

本日の案件につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が5件、農地法第4条の規定による許可申請が2件、農地法第5条の規定による許可申請が7件、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請が3件、農地法第3条の規定による許可申請保留議案が3件、農地法第4条の規定による許可申請保留議案が3件、農地法第5条の規定による許可申請保留議案が2件であり、合計25件となっております。また、議案第26号では、農用地利用集積等促進計画案の意見について、議案第27号では農業委員会、農業委員及び推進委員の最適化活動の点検評価並びに実施状況の公表について、ご審議していただきます。その後、事務局より報告事項がございます。それでは議事に入ります。議長は茂原市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が総会の議長となることから、杉浦会長に議長をお願いいたします。それでは杉浦会長お願いいたします。

会長

ただ今より第7回総会を始めさせていただきます。議事に入る前に本日の議事録署名人について私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。（異議なしの声）本日の議事録署名人は4番牧野委員、5番深山委員にお願いしたいと思います。なお、議案の説明及び書記は事務局にお願いします。

まず初めに農地法第3条の規定による許可申請保留議案の18号、19号議案と一体計画の農地法第4条の規定による許可申請保留議案の21号から23号議案、農地法第5条の規定による許可申請保留議案の24号、25号議案の説明を事務局よりお願いします。なお、関係者をお呼びしておりますので、事務局の説明の後、入室していただきます。

事務局

それでは、営農型太陽光発電設備に係る農地法第3条区分地上権設定及び第4条第5条の規定による許可申請についてご説明します。

21号から23号については農地法第4条許可による自己所有農地の一時転用申請、24号、25号については農地法第5条許可による一時転用を伴う賃借権設定の申請です。

申請地は、高田字屋芝地先外4筆、田2,805㎡の内0.959㎡、畑2,028㎡の内0.77㎡、合計4,833㎡です。4条申請は高田の★★が、5条申請は神奈川県★★が高田の★★から賃借権設定により土地を借り受けて、それぞれ一時転用許可を受けて農地に支柱を立てて営農型太陽光発電設備を設置しようとする申請です。

申請地は、営農型太陽光発電施設用地として一時転用許可を受けておりましたが、令和8年1月31日で許可期間が満了し、その後、再度一時転用許可を受けようとするものです。期間満了してからの申請となった理由は、更新時期を失念していたためとのことです。事業計画としては、既に設置済みの太陽光発電設備に変更はなく、太陽光パネル912枚、支柱334本です。

次に、転用許可基準です。立地基準については、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当することから、第1種農地と考えられます。第1種農地として判断される場合は、原則として許可をすることが出来ない農地ですが、「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、例外的に許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、経済産業省資源エネルギー庁に再生可能エネルギー発電事業計画の申請をしております。また、市都市計画課に太陽光発電設備設置事業事前協議申出書が提出されております。

周辺農地の営農条件への支障について、埋立て等はいりません。排水は雨水のみです。★★から一時転用に係る同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は

5名おり、いずれも確認を得ております。一時転用の許可期間については、3年で申請されています。

その他、設備の撤去時の費用を含め転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続いて営農型太陽光発電設備の許可基準についてです。許可の条件として、農地法の処理基準及び運用通知の定めによる通常の判断のほか、下部の農地における営農の適切な継続が確実と認められることが必要であり、営農が行われない場合、下部の農地における単収が同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合、下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合等に該当する場合は、営農の適切な継続が確保されていないと判断するものとなっています。なお、営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度の取扱い、令和6年4月1日施行の農地法施行規則改正及びガイドラインにより見直され、下部農地について、パネル直下部分だけでなく、設備が設置された農地全体を対象として営農状況を確認する取扱いが明確化されております。

これを判断するため、営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書についてご説明します。発電設備下部の農地における作付け予定作物はブルーベリーです。必要な農作業の計画として、10年目までの農作業計画を記載しています。従前の計画では、1年目の8月から収穫、販売を計画していましたが、今回の計画では4年目の8月から収穫を行い、果実の販売を計画しております。利用する農業機械、農作業に従事する者の農作業経験等の状況は、資料のとおりです。

次に営農への影響の見込みについてです。ブルーベリーについて、生育にはある程度の日陰が適しているため、パネル下部の方が効率よく生産できるとのことです。農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保は、支柱が最低地上高2m、最高地上高2.8mとしています。下部の農地の単収は、ブルーベリーについては、地域の平均的な単収10a当たり1,000kgに対し80%の800kgを見込んでいます。従前はパネル直下部分を中心とした作付け計画としていましたが、農地全体で営農を行う計画に見直したため、作付け本数を10a当たり49本の計237本から、10a当たり200本の計967本へ変更しております。

また、今回の栽培管理等について、より専門的な意見を伺うため、知見を有する者として、ブルーベリー園を経営し、★★に所属している、★★さんの意見書が提出されております。★★さんからは、現地確認及び栽培状況の確認を踏まえ、一定の営農継続は確認できるものの、収量及び樹勢の面で改善の余地があるとの意見があったとのことでした。

具体的な改善事項として、老木の更新及び健全苗への植替え、コンテナ栽培の導入並びに培土改良、ラビットアイ系に加えハイブッシュ系品種の導入、高畝化等による圃場環境の改善、有機マルチングによる水分保持及び雑草抑制などの提案を受けているとのことでした。これらの意見を踏まえ、営農計画を改めて見直し、改善提案を反映した計画へ修正を行うとのことでした。

また、申請地の位置等からみて、周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要であり、農業振興地域整備計画を阻害する恐れのある計画については、認められないとされています。

以上が転用許可基準についての説明となります。

続きまして、18号、19号議案です。区分地上権設定について併せてご説明いたします。

説明に入らせていただく前に議案書の修正をお願いいたします。議案番号18番です。面積に「1,300の内327.03」と記載がありますが、「1,300の内728.99」に修正願います。同じく、議案番号19番ですが、面積に「1,059の内327.03」と記載がありますが、「1,059の内766.36」に修正願います。

申請地は、18号議案が高田字作網地先、田、1,300㎡の内728.99㎡を神奈川県★★さんが高田の★★さんから、19号議案は高田字作網地先、田1,05

9 m²の内766.36 m²を東京都の★★さんが高田の★★さんから、それぞれ土地に区分地上権を設定しようとする申請です。申請理由は、太陽光パネルを農地の空中部分に設置するためです。

次に許可基準についてです。区分地上権の設定に係る3条許可の判断については、3条2項ただし書きの不許可の例外事由に該当するため、同項各号の全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件などの各要件を満たす必要はありません。処理基準においては、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされています。営農条件への支障については、一時転用許可において判断されることになっており、賃借人等の権利者の同意については、農地の借人である★★さんから同意書を得ております。

なお、農林水産省によりこの区分地上権設定の期間は支柱部分に対する一時転用期間と同じ期間とされています。

また、この3条許可の取扱いについては、転用許可がされない場合は、3条許可は行わないこととされています。これは、転用が不許可となった時点でこの賃借権設定の効力が発生しないことから、区分地上権設定に係る目的が失われ、営農条件への支障のおそれがないことについて判定できなくなるため、許可できないものと考えています。従いまして、転用が許可であれば同時に許可、不許可であれば同時に不許可、という考え方になります。

説明は以上でございます。

- 会長 ご本人が来ておりますので、お入りいただいて話しをお聞きしたいと思います。
- (★★氏、★★氏、申請代理人★★氏、入室)
- ★★氏 よろしく願いいたします。
- 会長 ご苦労様です。杉浦です。じゃ、まず自己紹介からお願いいたします。
- ★★氏 ★★の★★です。前は体調不良で欠席してしまいすみませんでした。本日はよろしく願います。
- ★★氏 ★★の★★です。前はありがとうございました。本日もよろしく願います。
- ★★氏 行政書士の★★と申します。よろしく願いいたします。
- 会長 お座り下さい。それではお聞きしますが、★★さんは今何名でお仕事なさっていますか。
- ★★氏 現状では自分一人で現場の方を主に回っています。それで人員が足りない場合は★★の人間が来たり、収穫時とか繁忙期は★★さんとか知り合いにお願いをしてやっています。
- 会長 お芋の方はもう全然やってないのですか。
- ★★氏 芋は市内ではなく蓮沼とか八街とかでやっています。
- 会長 そうですか。郵便局の後ろにあんな立派なお芋工場が睦沢はあるのに、地元でやらないで遠くへ出向いてやっているんですね。
- ★★氏 当初は睦沢の★★に入っていたのですが、地場産のサツマイモしか引き取っていただけないという話だったので、他にも圃場がありましたので人数も限られていますので

出来る限り蓮沼とかでやっています。

会長 分かりました。では今回はブルーベリーということで★★さんが初めて植えた苗じゃないですね。受け継いだ苗ですね。もう3年になりますかね。

★★氏 そうです。それと、うちの名義になってから植えたのもあります。

会長 ご質問がありましたら。★★委員どうぞ。

★★委員 ちょっと振り返りますと、2011年の福島の大惨事で電気が足らなくなって、農地で発電出来るとなり随分とこの営農型太陽光っていうのは増えたけれども、下の営農がちゃんとやれてない所が多くて、北海道や鴨川の事例とは規模が違うけども行政がうまくコントロールできていない。我々は営農部分だけでしかないから、やるよというのならちゃんとやっていってください。以上です。

会長 他に意見のある方、★★委員どうぞ。

★★委員 営農計画書を見ますと、本年から随時移植及び植え替えとの記載がありますが具体的にはどのようなことですか。

★★氏 高田の圃場に定植されている本数が圧倒的に足りないもので、苗木の育苗及び購入した苗木を随時植えていくといった意味です。

★★委員 どのくらいの期間を考えているんですか。

★★氏 3年と書いてはありますが、年内に1,000本購入とあと自社で育てている苗木をコンテナ栽培に移植するのは今年度中に終わらせるので、1年目で計画本数になるように計算はしております。

★★委員 1,000本の内、コンテナ栽培に移植するのはどのくらいの割合ですか。

★★氏 コンテナ栽培は別で600本を用意します。残りは★★さんから購入した苗木を植えます。

★★委員 いま植えてある木である程度、大きくなっているものは残すのですか。

★★氏 ★★さんから見て、そのまま成長するものに関してはそのままです。細いものはコンテナに移植予定です。

★★委員 先ほど言っていた忙しい時はNSから助けを求める人というのは何人ぐらいいますか。

★★氏 全部で6人は確保できます。

★★委員 あの面積でいくらコンテナを置いたりしても除草や他の管理というのは大変だと思いますが、その辺はどういうふうに考えていますか。

★★氏 草刈りはハンマーナイフを使えば2名で3日前後あれば出来ます。1番人数が必要なのは収穫の時なので、夏前後辺りは★★の方に来てもらったりします。あと水撒きですけど、水道と井戸もありまして、そんなに人数は要りませんので特に問題はないと思います。

- ★★委員 コンテナにするとやはり水撒きは大変だと思いますし、ブルーベリーを植えて数年経っても収穫が出来てない。当時だって先生方が理論上は大丈夫だと言っても全然そうっていないので、それを★★さんは皆さんの前で説明しなければならないと思います。
- ★★氏 当時は地植えをメインにやっていましたが、やはり土の栄養分が足りないということがあったので今回ポット及びコンテナ栽培にすることで必要な土量も少量で済みますし、今の土に肥料を混ぜてそれをポットやコンテナに入れて育てていく予定です。
- 会長 他に意見のある方、★★委員どうぞ。
- ★★委員 資料内の品種構成の見直しのところで、「ラビットアイ系に加えハイブッシュ系を導入」とありますが、品種の特徴の違いはどんなものか、細かく説明していただけますか。
- ★★氏 ★★さんと打ち合わせをした際に、細かな品種の違いを伺ったところ、ラビットアイは大粒で収穫時期が7月から8月、ハイブッシュは収穫時期が6月から7月とのことで、6月から8月の3か月間が収穫時期になるとのことでした。
- ★★委員 どちらの方が強いとかというのはありますか。
- ★★氏 ご指導いただいたのはラビットアイの方が強くハイブッシュの方が弱いとのことですが、ポット及びコンテナ栽培で、ピートモスと黒土を混ぜた状態のものに根を張らせればどちらも順調に成長するとのことでした。
- ★★委員 はい。分かりました。
- 会長 写真の苗木設置が6月9日となっていますが、これはどこですか。
- ★★氏 高田の圃場です。
- 会長 今度はパネルの下以外の部分も営農しますよね。この写真は15ポットでこれは凄く乾きが早いですけど、これたくさんあると灌水チューブで自動的に入るようだったりしますけど、自動でやるんですか。
- ★★氏 昨日、急遽その状態にしたので手で水はやっていますが、いずれはそういったものに変更していきたいと思います。
- 会長 今の時期は良いですが、この夏がどのくらい猛暑になるか、それによって水かけ等の管理が行き届かないとせっかく植えたものが育たないとどうしようもないですからきちんとやっていただければと思います。現地をよく見ている★★委員、いかがでしょうか。
- ★★委員 今日はこちらに来る前に圃場を見させてもらいました。営農計画書を見ますと、4ヶ月に1回となっていて、5月末に草刈りされていると思いますが、それ以前は草が伸び放題でした。今回の申請に合わせて刈ったようで今後、苗木を増やして収穫量を確保しますという動きになると思うのですが、本当にこの後の管理がしっかりできるのかどうか。また、繁忙期には人材の確保ができますという話でしたけど、今までの圃場を見ている限りちょっと信用できるかどうか。その辺は確実に実行できるのでしょうか。
- ★★氏 今まででは他の圃場のサツマイモの定植とかを行っていたのですが、それも落ち着いてきたのでこれから高田の圃場をメインで優先してやっていきたいと思うのでその辺は大丈夫です。

★★委員	分かりました。見ていると高田をベース基地にして各圃場に行っているのが分かりますが、ベース基地自体をしっかり管理できないのに他の圃場の管理もできるのかと、思っています。それと、営農計画書に管理という言葉が入っていますが、★★さんはこの高田の圃場を隅々まで見えていますか。
★★氏	はい。ぐるっと回って見えています。
★★委員	年何回くらい見えていますか。
★★氏	隅々までは何回も見ないですが、月に10日前後あたりは現場の方には行っていると思います。
★★委員	年間110日くらいは見ているということですかね。見て回っていて、北側の圃場でちょっとなと思う所はありませんか。
★★氏	水路の件ですかね。
★★委員	はい。圃場に撤去したフェンスと補強部品のブレースが放置されているんですよ。あれは★★さんで管理する方向なのでしょうか。
★★氏	うちは途中で名義が変わったんですけど、今回★★さんから飛散物が入ってるよということで取り除いて、水路上のフェンスは外しました。
★★委員	その外したフェンスがすぐ脇の圃場にまだ放置されているんですよ。指摘したところは確かに外してありますが、西側のフェンスはまだ外されていないのでこの水路の管理は★★さんでやるのかなと思われてしまいますよね。もっと細かい話をすれば、4月24日だったと思いますが、私の方から★★さんに電話して現場責任者に立ち会ってもらいたいと話をしたところ、お見えになったのは★★さんの方でこういうところを言わせてもらったんですが、指摘したフェンスしか外していない。ということは、この圃場について本当に把握しているのかと疑念が出てきますよね。 もう一度圃場をよく見て、営農活動をするのであれば圃場として活用できる状態になっているかどうかを会社の代表である★★さんの方でしっかり確認をして、やってもらいたいです。今回ブルーベリーを新たに鉢植えを設置するとなっても、その先の管理ができないんじゃないかと思わざるを得ないので、もう一度圃場を確認してください。ブルーベリーを新たに1,000本導入と、単純計算したら1,000万くらいはかかるので、それだけの投資をするのであれば法人ですから回収する必要性はあると思いますので、しっかりとやっていただきたいと思います。私からは以上です。
★★氏	水路の方、フェンスとかすぐ対応させてもらいます。
★★委員	水路の管理は私の担当なので、下流の地権者から水が来ないと言われて清掃しなければならぬんですが、フェンスで塞がれていると中に入れないので、その辺は十分配慮していただきたいと思います。
★★氏	承知しました。
会長	他にございませんか。★★委員どうぞ。
★★委員	事務局に伺いますが、今回の申請を許可すると何年までになりますか。
事務局	許可期間は3年間になりまして、令和11年1月31日までです。

★★委員 3年で次また3年間の更新ということですね。ということはこの営農計画書を見ると、収穫は4年目からで3年目までは平均収量の8割は確保できないということですね。今回の許可期間3年は収穫がなくて、また次の更新になるということですね。

★★氏 ★★さんの助言をいただきながらで、3年間の終了の記載はないんですが少量ずつ取れるのは確定しております。平均収量の8割を取れるようにご指導をしていただきながら、本数も増やしていくという計画となります。

★★委員 ということは、4年目に申請が切れてまた申請し直して違う作物にしちゃって、また1年目で収穫がないよと、取れないままで次の更新を繰り返すとそういうことにならないようにお願いします。

★★氏 承知しました。今回購入した苗の方にも実は付いていますので、それをどんどん育てて収穫量8割を目指してやっていきたいと思っています。

事務局 単年で収穫できない作物に関しては、継続的に育てていく中で収穫時期を迎えたものは単収の8割以上となるようにとあります。今後、新たに営農型太陽光を申請した場合は農水省のガイドラインでは単年で収穫出来る作物を作付けしなさいとなっておりますが、今回の申請は既にパネルが設置されていますので更新にあたります。

会長 ★★委員どうぞ。

★★委員 とにかく、営農を継続することが肝心だということです。さっきのしゃべった内容がこの新聞に書いてあるから、これ上げるからよく読んでください。

会長 ★★委員どうぞ。

★★委員 たびたびすいません。ブルーベリーがこの6月に新たに200本搬入されて、12月には残り800本入ってくるというふうになっていますが、既存の植えられているものはどうなりますか。というのは、今あるものでもう6年も植えていますから、実の付いているものもあるので、それも今後きちんと育てて既存のものでこれだけ収穫出来ましたというのが見たいので、前回4月の総会の資料の中に、栄養不足で追肥が必要だよとありましたが、駄目なものは植え替えをすると、育っているものはその苗を集中的に育てていって、これだけ頑張りましたという姿を見せてもらわないと、皆さんからもきつい意見が出るかなと思います。農林水産省で営農型太陽光について見直しを図っていて、それが公になった時では遅いので今の時点でちょっと頑張ってもらっていただきたいなというふうに思っています。以上です。

★★氏 分かりました。ありがとうございます。今植えてあるブルーベリーは、一度掘り起こしてポットやコンテナに入れて土を作ってその苗木を戻していく予定です。

★★委員 いや、それをやるとせっかく育った苗が駄目になってしまうと思いますが。

★★氏 ご指摘のとおりです。★★様からご指導いただいて弱いものは移植して、しっかりと根の張っているものはそのまま育てていくようご指導いただく予定です。

会長 他にございませんか。無いようでしたら。

(★★氏、★★氏、申請代理人★★氏、退室)

会長 それではただいまの案件について、審議に入りたいと思いますがその前にこの話が出たので、営農型太陽光発電を行なっている場所が市内に数ヶ所ありますので、担当地域

の方はどういう状態になっているのか、良く見回ってください。見回りの方、ご面倒でもよろしくをお願いします。それでは審議に移りたいと思います。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 これだけ厳しい言葉が出たので、ちょっと状況を見てもいいのかなという気はします。

会長 ★★委員どうぞ。

★★委員 この営農型太陽光発電というのは、営農部分で8割以上取れなければならないという規定があるわけですね。今回は更新ですので、前回の3年間は8割以上の収量が無くても、これからは8割以上取れるように頑張ってくださいという話になるのか、あるいは前回は8割取れてないから駄目ですとなるのか。

事務局 営農作物がブルーベリーですので、この地域での生育で言うとも早く4年目から収穫ができるというものでございますので、3年目までは収穫量はゼロで生育させていくという品種のものでございますので、その期間については収穫ゼロとなります。

★★委員 4年目以降というのは中間報告みたいなものはありますか。

事務局 営農型太陽光発電の営農部分に関しては、年に一度報告をいただく形になっていて、収穫量であったり品種によっては生育状況の報告がございます。

★★委員 それで3年間を終えての更新後に、3年間やってみて収穫できませんでしたとなった場合はその後の申請段階で受け付けませんという判断ができるわけですね。

事務局 できると思います。今回は生育が駄目でしたという3年間がありましたので、営農方法や土壌改良を加えて新たに申請いただいたものになっております。その改良した内容について、ブルーベリーがきちんと生育されて、収穫ができるかどうかというところの判断になるかなと思います。

★★委員 そういうことであれば今回手続き上できますよね。それでこれからの3年間で収穫量という基準があるわけですから、それが達成できなければもう更新の申請はできませんよという話で良いのではないかと思います。

会長 そうですね。8割の収穫がなければ駄目ですね。ただし、天候不順が原因では何の作物でも収穫は望めませんから、そういう特別な理由がない限りは収穫量8割は守っていただきますよう。

他にご意見はございますか。よろしいですか。農地法第3条の規定による許可申請保留議案の18号、19号議案と一体計画の農地法第4条の規定による許可申請保留議案の21から23号議案、農地法第5条の規定による許可申請保留議案の24号、25号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは18号、19号議案は許可、21から25号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして農地法第3条の規定による許可申請について1号から5号議案の説明を事務局よりお願いします。

事務局 はじめに1号議案です。申請地は大沢字松ヶ沢地先、田472㎡を交換により取得しようとする申請です。譲受人は大沢の★★さん、譲渡人は市原市の★★さんです。申請理由は、★★さんから農地をまとめて利便性を良くしたいとの要望があったためとのことです。営農計画として、譲り受ける農地にてトマトと豆類を栽培します。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在譲受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械

の保有については、耕運機、田植機、コンバインを各1台所有しております。労働力、技術については、世帯員1名で従事しております。農作業常時従事要件については、200日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用に際しては周辺農地の営農者へ事前に説明を行うとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして2号議案ですが次の3号議案と譲受人が同じですので併せて説明いたします。申請地は2号議案にあつては大沢字松ヶ沢地先、田353㎡を交換で、3号議案にあつては同じく大沢字松ヶ沢地先外1筆、田2,211㎡を売買しようとする申請です。譲受人は市原市の★★さん、譲渡人は2号議案が大沢の★★さん、3号議案が東郷の★★さんです。申請理由は、交換及び売買にて取得することで農地がまとまり利便性が良くなるためとのことです。買い受ける農地にてオリーブを栽培します。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在譲受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、耕運機、刈払機を各1台所有しております。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用に際しては周辺農地の営農者へ事前に説明を行い、また、環境整備活動には参加するとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして4号議案です。申請地は、早野字五反畑地先外4筆、田4,792㎡を売買しようとする申請です。買受人は高師の★★さん、売渡人は早野の★★さんです。申請理由は、農業経営の規模拡大の為とのことです。営農計画として、買い受ける農地にてヤシ苗の栽培をします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。また、★★と★★に自作地があり、★★農業委員会より農業経営の実態証明書が、★★農業委員会より耕作証明書がそれぞれ提出されております。各農業委員会に確認しましたところ、農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地判定の農地はありませんでした。主な機械の保有については、草刈機、耕運機を各1台ずつ所有しております。労働力、技術については、世帯員4名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、近隣の農地へ迷惑をかけ無いう管理を行うとのことです。

また、先日の小委員会にて、「事前に★★へ負担金等に関し確認をとるべきではないか」とのご指摘をいただきました。この件につきまして、申請代理人および★★に確認をいたしましたところ、両者間で直接連絡を取り合い、負担金等の取り扱いについて双方で了承を得ているとの報告を受けております。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして5号議案です。申請地は木崎字南田地先外1筆、田947㎡、畑183㎡の合計1,130㎡を贈与しようとする申請です。譲受人は木崎の★★さん、譲渡人は同じく木崎の母である★★さんです。申請理由は、親子間での生前贈与を受け、農業経営の継承を図っていくためとのことです。営農計画として、譲り受ける農地にてブルーベリーと水稻の作付けをします。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在譲受人が耕作に供すべき農地のうち農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、耕運機を2台と、トラクター、草刈機、ダンプを各1台所有しております。労働力、技術については、世帯員3名で従事しております。農作業常時従事要件については、200日以上となっております。周辺地域との関係について、地域の慣習に従い農薬を使用するとのことです。

また、現地に置いてある伐採木について、小委員会時に片付けるようにとの話があり、申請人に連絡しましたところ、重機の手配が必要なためすぐの対応は難しいが片付けま

す、との回答を伺っております。
その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。
説明は以上でございます。

会長 小委員会からの報告をお願いします。

第一副小委員長 まず、最初に小委員会の委員長が今日、不在なもので代役を勤めさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは小委員会の報告をいたします。1号議案と2号議案ですけれども、交換となっていてお互いが良ければ良いとのことで許可となっております。3号議案ですが、ここは既に埋め立ててありきれいになっていますので許可となっております。4号議案ですが、一部が保全管理で、広いところは以前草が生えていましたが今後はきれいにしてくれると思いますので、許可となっております。5号議案ですが、田は既に水稻が植えられており、畑の雑木は撤去するとのことでありますので、許可となっております。以上です。

会長 1号、2号議案が交換ですので、一括で審議いたします。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 1号議案のところは雑草が少しありましたが、保全管理はされているようで、1号、2号議案の交換とのことでお互いが承諾していますので問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 埋立てが完了しており、直ぐに畑にできる状態になっておりました。許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。1号、2号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは1号、2号議案は許可ということで決定いたします。続きまして3号議案、★★委員いかがでしょうか。

★★委員 既に田が埋立てられていて、オリーブ栽培の準備が出来ているみたいで問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 現地調査をしました。もう盛土されておりそこをオリーブ畑ということなので、許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。3号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは3号議案は許可ということで決定いたします。続きまして4号議案、★★委員いかがでしょうか。

★★委員 地図での上の田は草が刈ってありまして、下の方は保全管理ということで、許可でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 先月、買受人が購入した土地の隣りで草刈りもされているし、南側の申請地も除草シートがありますがきれいになっておりました。★★ともコンタクトが取れているようですので、問題ないと思います。

会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	皆さんの意見にあるとおり、草刈りされてきれいになってますので、許可でよろしいと思います。
会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。4号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは4号議案は許可ということで決定いたします。続きまして5号議案、★★委員いかがでしょうか。
★★委員	田は植付けされてきれいになっていますので問題ないと思います。畑は一応ブルーベリーの木が植えてあって育ててはいますが、ちょっと雑なところもあります。事務局の説明のとおり伐採した木が置いてありまして、後で片付けるということなのでその辺を確実にできれば許可でよろしいと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	母親から長男へ贈与するということと、伐根した木は自分のところで重機を持っていますので近々、片付けてくれると思いますので、問題ないと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	田の方は田植えが終わってきれいに管理されておりました。畑の方はちょっと荒れているようでしたけれども、いずれはきれいにしていただけるとのことですので許可でよろしいと思います。
会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。5号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは5号議案は許可ということで決定いたします。続きまして、農地法第4条の規定による許可申請について、6号、7号議案の説明を事務局よりお願いします。
事務局	はじめに6号議案です。申請地は、早野字浅間下地先、田、1, 984㎡の内470㎡です。早野の★★さんが駐車場用地とする申請です。申請理由および土地選定理由は、隣接地には申請人が代表を務める事業所があり、資材置場および重機駐車場として使用していることにより敷地が手狭となり、従業員用駐車場が不足していたためとのことです。事業計画として、埋立ては行わず、碎石を敷き、駐車場12台分として利用する計画です。 次に転用許可基準です。立地基準について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当することから、第1種農地と考えられます。第1種農地と判断される農地については、原則として許可をすることが出来ない農地とされておりますが、既存施設の拡張で既存施設面積の2分の1を超えないものについては、農地法施行規則第35条第5号の規定に該当し、例外的に許可できると判断されます。 続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、隣接地に被害を及ぼさないように徹底することです。排水は雨水のみで自然浸透です。また、★★より転用の同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ています。 その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。 なお、申請地は令和7年6月から農地法の許可を得ず駐車場として使用していたため始末書が提出されております。 続きまして7号議案です。申請地は、国府関字戸田谷地先、田472㎡です。国府関

の★★さんが専用住宅用地とする申請です。申請理由および土地選定理由は、自宅の建て替えを実施したいためとのことです。事業計画として、木造平屋建て専用住宅、建築面積145.02㎡を1棟、建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、市環境保全課に特定事業適用除外届出書が、市土木管理課に道路工事施工承認申請書がそれぞれ提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、土砂流出防止のための土留めを行うとのことです。排水は雨水が宅内浸透処理後オーバーフロー分は道路側溝へ放流、汚水は合併浄化槽処理後に道路側溝へ放流します。また、★★及び、★★より排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は2名おり、確認を得ています。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

説明は以上でございます。

会長 小委員会からの報告をお願いします。

第一副小委員長 農地法第4条の6号議案ですけども、既に駐車場になっていて始末書が出ているとのことで許可相当になっております。続きまして7号議案、国府関の件ですけども、これも許可相当になっております。以上です。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 始末書が出ているとのことですが、申請人には再三にわたりちゃんと農業委員会の許可を取れと言ってやっと出てきた件です。★★とも打合せが済んでいるとのことですので、問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 既に碎石を敷いて駐車場として使用していますが、始末書が提出されていることと、1種農地の例外規定にあたるので許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。6号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは6号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして7号議案、★★委員いかがでしょうか。

★★委員 自宅の建て替えということもありますし、各所管の書類も提出されております。隣接農地所有者に同意も得ているということですので、許可相当でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 申請地のすぐ北側に自宅があるんですが、令和6年11月には分筆をして、また令和7年10月には軽微な埋立てをしており、早くから移転を考えていたようです。問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 現場を見てきましたけど、地盤調査の方が入っていて建て替えるのに崖条例が引っ掛かるような話でして、屋敷替えをすることなので、許可相当でよろしいと思います。

会長

他にご意見はございますか。よろしいですか。7号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは7号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして農地法第5条の規定による許可申請について8号から14号議案と農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について17号議案の説明を事務局よりお願いします。

事務局

はじめに8号議案です。申請地は、早野新田字菖蒲谷地先、畑869㎡です。腰当の★★さんが、早野新田の★★さんから土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、周辺は住環境が整っており、宅地分譲用地として最適であると判断したためとのことです。事業計画として、南側の一部土盛りを行い、337.02㎡と334㎡の宅地分譲2区画です。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、工事中は周辺隣接地に被害を及ぼすことのないよう注意喚起し、徹底することです。排水は雨水が宅内浸透処理、汚水は公共下水道へ放流します。確認が必要な隣接農地所有者は1人おり、確認を得ています。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続いて9号議案です。申請地は、早野字石川地先外1筆、田1,561㎡です。茂原の★★さんが、早野の★★さんから賃借権の設定により土地を借り受けて、一時転用の許可を得て工事車両置場用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、近隣にて行う第2石川橋左岸下部工工事に伴う工事車両置場用地として使用したいためとのことです。事業計画として、鉄板を敷き工事車両置場とします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行いません。排水は雨水のみで自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。一時転用の期間について、令和8年8月31日までとなっており、事業完了後の農地復元誓約書が提出されております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております

なお、申請地は令和8年4月から農地法の許可を得ず工事車両置場として使用していたため始末書が提出されております。

続きまして10号議案です。申請地は下永吉字四ツ谷地先、田476㎡です。長南町の★★さんが、下永吉の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、現在は借家に住んでおり、妻が趣味で料理教室を開催する等、他人を家に招くことが多く手狭なため、新たに戸建て住宅を建築したいと考え、今回の申請地が広さ及び予算が合致したためとのことです。事業計画として、木造2階建て専用住宅、建築面積72.87㎡を1棟と、駐車スペース107.10㎡を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は特定土地改良事業等の施行区域内にあり、第1種農地と考えられます。第1種農地と判断される農地については、原則として許可をすることが出来ない農地とされておりますが、住宅その他周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから農地法施行規則第33条第4号の規定に該当し、例外的に許可できると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請は

ありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず、整地のみとなっています。排水は雨水が宅内浸透処理、汚水は合併浄化槽処理後に道路側溝へ放流します。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ています。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして11号議案です。申請地は下永吉字二反田地先、畑462㎡です。下永吉の★★さんが、茨城県の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、結婚、出産をしたため新築戸建てを建てたいと考え、今回の申請地が平屋建てに適した広さであったためとのことです。事業計画として、木造平屋建て専用住宅、建築面積120.27㎡を1棟、建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は特定土地改良事業等の施行区域内にあり、第1種農地と考えられます。第1種農地と判断される農地については、原則として許可をすることが出来ない農地とされておりますが、住宅その他周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから農地法施行規則第33条第4号の規定に該当し、例外的に許可できると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず、整地のみとなっています。排水は雨水が宅内浸透処理後オーバーフロー分は道路側溝へ放流、汚水は合併浄化槽処理後に道路側溝へ放流します。また、★★より令和8年6月8日付けで排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ています。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして12号議案ですが、次の13号、14号及び計画変更承認申請の17号と一体計画ですので併せて説明いたします。申請地は、東郷字宮ノ腰地先外16筆です。12号議案は田975㎡、畑1,334.65㎡と、一体利用する雑種地6.6㎡と山林130㎡の合計2,446.25㎡を神奈川県の★★さんから、13号議案にあつては畑311㎡を本小轡の★★さんから、14号議案にあつては田94㎡と畑117㎡の合計211㎡を本小轡の★★さんから、合計2,968.25㎡を東金市の★★さんが土地を買い受けて、建築条件付売買予定地用地とする申請です。説明資料の図面は、黒塗り部分が農地、斜線部分が雑種地及び山林となり、あわせての全体計画となります。当該地一部は平成24年12月17日付けにて共同住宅及び駐車場用地として農地法第4条の規定による許可を受けましたが、転用目的が実現できなくなったため計画を変更するものです。申請理由及び土地選定理由は、日当たりも良好で住宅地として適した土地であるためとのことです。事業計画として、埋立てを行い木造平屋建て住宅、建築面積61.69㎡から73.70㎡の計12棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として市都市計画課に宅地開発事業事前協議申出書、市環境保全課に特定事業計画書、市土木管理課に道路工事施工承認申請書がそれぞれ提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、工事中は隣接土地等に被害を及ぼさないよう注意し工事を行うとのことです。排水は雨水が道路側溝へ放流、汚水は合併浄化槽処理後に道路側溝へ放流します。また、★★より排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は4名おり、確認を得ています。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

説明は以上でございます。

会長	小委員会からの報告をお願いします。
第一 副小委員長	農地法第5条の8号議案ですけれども、問題なく許可相当になっております。9号議案ですけれども、既に鉄板が敷かれてありましたが始末書が提出されているとこのことで許可相当となっております。10号議案ですけれども、1種農地ですが例外に該当すると、隣接でも住宅建築中でありまして許可相当になっております。11号議案も下永吉の住宅用地ですが、こちらも許可相当となっております。12号から14号と17号議案が一体です。面積が結構広いですが、ちょっと農地として作りにくい所でありまして、きれいになればよろしいと思いますので許可相当となっております。以上です。
会長	8号議案、★★委員いかがでしょうか。
★★委員	ここは周囲が住宅地で3種農地の用途地域ですから、問題ないと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	以前は畑で使われていましたが、最近使っておりません。第3種農地の用途地域内ということで、問題なく許可相当でよろしいと思います。
会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。8号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは8号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして9号議案、★★委員いかがでしょうか。
★★委員	茂原市の橋梁工事に伴う一時転用申請で、施工業者からの始末書が提出されているとこのことです、市の担当から事前に手続きをしなければならぬと業者に話さなきゃいけないと思いますが、一時転用ですので問題ないと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	一時転用での申請で、既に全面に鉄板が敷かれておりますが始末書が出ているとのことですので、許可相当でよろしいと思います。
会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。9号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは9号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして10号議案、★★委員いかがでしょうか。
★★委員	ここは二重堤の整備事業の受益者農地でありまして、面積が小さいので手続きをすれば大丈夫と聞いております。また、排水同意も★★から出てますので、問題ないと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	1種農地ですが例外規定が適用になることと、面積が小さいため受益地除外となるということなので、許可相当でよろしいと思います。
会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。10号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは10号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして11号議案、★★委員いかがでしょうか。

★★委員	1種農地ですがかなり住宅が点在している所なので問題なく、許可相当でよろしいと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	1種農地ではありますが、住宅に囲まれているところでありまして、排水同意も出ているとのことなので問題ないと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	周りが住宅地で1種農地というのが疑問に思う所ですが、問題なく許可相当でよろしいと思います。
会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。11号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは11号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして12号から14号と計画変更の17号議案、★★委員いかがでしょうか。
★★委員	周りの環境を見ますと住宅地に残された荒地ということですので、問題ないと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	この場所は南側がほとんど住宅地として整備されていて、ここだけ土地が複雑になっており今までの農地調査でもちょっと問題のあった場所です。ここが開発されて住宅地となれば周りの環境も良くなると思いますので、許可相当でよろしいと思います。
会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。12号から14号と計画変更の17号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは12号から14号と計画変更の17号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について15号、16号議案の説明を事務局よりお願いします。
事務局	はじめに15号議案ですが、16号と一体計画ですので併せて説明いたします。申請地は、法目字吾妻崎地先外1筆、15号議案は田21㎡を本納の★★さんから、16号議案にあつては田350㎡を法目の★★さんから、合計371㎡を法目の★★が土地を買い受けて、貸駐車場用地とする申請です。当該地は平成9年8月20日付けにて専用住宅用地として農地法第5条の規定による許可を受けましたが、転用目的が実現できなくなったため計画を変更するものです。申請理由及び土地選定理由は、近隣住民から駐車場が不足している状況であることから、当該地を駐車場として利用したいとの要望があり、また申請地付近は過去に大雨による床上浸水被害が多発している地域であり、申請地は接道より1mほど高く、大雨の際には近隣の方々の乗用車の避難場所として活用できるためとのことです。事業計画として、砂利を敷き、駐車場10台分として利用する計画です。 次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は街区の占める宅地割合が40パーセントを超えていることから、農地法施行令第7条第2号bの(イ)に該当し、第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は原則許可できる農地です。 続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立は行いません。排水は雨水のみで自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。 その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

	説明は以上でございます。
会長	小委員会からの報告をお願いします。
第一副小委員長	農地法第5条計画変更の15、16号議案ですけども、浸水被害のある所で避難場所としても駐車場を使用したいとのことで許可相当になっております。以上です。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	左右が住宅地に囲まれていて、図面の下側は排水路になっています。孤立した農地で、平成9年に転用申請が出されてその後に実行しなかったということなのですが、現地は家庭菜園で野菜を作っているのが見受けられました。地域住民の方の避難場所の確保という観点から考えても、また3種農地ですので問題ないと思います。
会長	★★委員いかがでしょうか。
★★委員	ここは住宅地の中の土地で、水害避難用の駐車場ということですから許可相当でよろしいと思います。
会長	他にご意見はございますか。よろしいですか。15号、16号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは15号、16号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして令和8年5月12日開催第6回総会保留議案農地法第3条の規定による許可申請について20号議案の説明を事務局よりお願いします。
事務局	保留案件として議案書に載せていますが、今回の総会にあたり資料の提出はございませんでしたので、今回の審議は行いません。以上です。
会長	続きまして26号議案農用地利用集積等促進計画案の意見についてです。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第26号農用地利用集積等促進計画案の意見について説明します。 (内容等について説明する。)
会長	説明が終わりました。ご意見はございますか。（異議なしの声）それでは26号議案については意見なしとさせていただきます。続きまして27号議案農業委員会、農業委員及び推進委員の最適化活動の点検評価並びに実施状況の公表についてです。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第27号農業委員会、農業委員及び推進委員の最適化活動の点検評価並びに実施状況の公表について説明します。 (内容等について説明する。)
会長	説明が終わりました。ご意見はございますか。（異議なしの声）それでは27号議案については意見なしとさせていただきます。次に報告に入ります。
事務局	次の事案を報告 ・農地法第3条の3の規定による届出について ・軽微な農地改良の届出について ・地目変更登記申請に係る照会について ・視察研修収支報告などについて ・その他

会長

以上で本日の総会を終了します。